

## 大学における障害学生へのサポートに関する研究Ⅱ

—長野大学における情報保障の試み—

### Research on the Assistance to Students with Disability in Nagano University Ⅱ

旭 洋一郎\*

Yoichiro Asahi

#### 1. はじめに

長野大学は、平成13年度から「障害者特別入学試験」を実施し、併行して障害学生支援制度を制度化し、障害学生の受け入れを積極的にすすめる体制をとった。それはまだ発展途上にあるが、その試行錯誤の中に支援ツールとして情報機器導入を行ってきた経緯がある。そこで本論は、障害学生支援における情報機器の活用の課題を整理すべく、実際の支援状況の検証を目的とするものである。障害学生の受け入れの制度化からまだ日が浅いが、この時期だからこそ見えてくる問題もあるはずである。

情報機器は近年特に障害者の自立支援の有効な道具となってきた。しかし、誰でも、手軽に利用でき、かつ扱える段階にはまだいたっていない。本論は、こうした状況を踏まえ、障害学生支援制度と情報機器活用の実態から上記の課題を検討するものであるが、当然結果として障害学生支援制度のあり方にも言及することになる。また、言うまでもなく、障害学生へのサポートには、学内移動、講義、試験、実習、就職、学生生活など多くの領域課題があるが、ここでは、講義・演習などにおける情報機器の活用、つまり、情報保障の部分に限ることとしたい。

#### 2. 情報保障の方法と IT 技術

大学で学ぶ障害を持つ学生にとって、まず重要

な課題は、講義保障・情報保障であると言って良い。講義内容そのものや様々な授業上の学内伝達事項をいかに正確・確実に伝えるか、得るかである。現在、日本福祉大学、四国学院大学、和光大学等では、情報保障の制度が取り組まれ、学ぶべき点が多いが、ここでは、はじめに、一つの情報保障の方法の「事例」を紹介したい。「障害学」\*<sup>1</sup>をテーマとする研究会、「障害学研究会」の方法である。

「障害学研究会」は、いずれの研究機関・学会にも属さない民間の研究会である。小規模ながら関東と関西2つの部会があり、ほぼ2ヶ月に1度のペースで開かれ毎回熱い議論が戦わされている。この研究会の特徴は、テーマもさることながら、「障害」を持つ者、持たぬ者、様々な立場にある者が参加し、その「障害」もけして一つの種類ではない。四肢に障害のある者、言語に障害のある者、視覚に障害のある者、聴覚に障害のある者と多様である。従ってこの研究会では、障害の差異を越えた「情報の共有」が重要な問題となるのである。

そこで研究会では、次のような方法で情報の共有化が行われている。まず、資料やレジュメの配布は、事前にインターネットのメーリングリストによっておこなわれる。資料のテキストデータが参加予定者に配信され、インターネットにアクセスできる環境さえあれば、距離や時間に関係なく

\* 教授

資料を入手することができる。さらにそのテキストデータは、現在のコンピュータシステムにおいて、機種（ハード）やオペレーティングシステムの壁を越えて文字情報をやりとりできる簡便な方法であって、テキストデータを音声化するソフトウェアや点字に翻訳してプリントアウトするソフトウェアも開発されており、視覚に障害がある者にも墨字利用と同じ内容の資料やレジュメを提供することができるのである。研究会当日においても、テキストデータからパソコンソフトで点訳された点字資料・レジュメも用意される。

そして口頭による研究報告の「情報の共有」であるが、口頭報告が「バリア」となるのは、2つの場合である。1つは話者に言語の障害がある場合であり、もう一つは、参加者に聴覚の障害がある人の場合である。まず話者の場合は、詳細なレジュメを用意するか、発表原稿そのものを配る方法がとられ、さらに場合によっては、話者とタイミングをとってリピートする言語の障害をもたないリピーターが使われることもある。

つぎに参加者に聴覚に障害がある場合であるが、通常、情報保障は「手話通訳」がまず行われるが、手話を用いない人や専門用語が多用される場合、「要約筆記」が併用される。もちろん、現在、音声をテキストデータ化するソフトウェアが市販されているが、日常会話をテキストデータ化するにはまだ非力で使われていない。

その要約筆記の方法は、ノート型パソコンの普及により、パソコンを使った要約筆記が行われる機会が増えており、この研究会でも毎回行われている。この方法は文字表示の方法に2つのやり方がある。一つは、パソコンの画面をテレビモニターかプロジェクターによってスクリーンに映し出す方法である。もう一つは、2台以上のパソコンを小規模なLANを用いて接続し、1台を表示用とする対個人向けの方法である。どちらの場合でもパソコンを使う要約筆記は、LAN接続によって入力者の複数確保を可能とし、パソコンの「辞書登録機能」や入力支援ソフトを活用することによって、入力の簡便化効率化が図られることが大きなメリットである。

ただし、言うまでもなく要約筆記には要約する技術が必要であり、的確な表記技術も必要であ

る。パソコンを用いる場合にはタッチタイピング技術が必須である。正確に聞き取る能力も問われる。さらに会話を要約筆記するということは、文字情報だけとなり、話者の位置、声の音色は判らなくなる。今、誰が話している言葉なのか、判らなくなる。従って、話す場合の簡単なルールが適用される。話者は、その度ごとに「名前」をまず名乗ることが義務づけられるのである。

以上の方法によって、言語に障害がある参加者、聴覚に障害がある参加者も研究会報告や討論の機会を確保し同時に情報の共有ができるようになるのである。障害学研究会では、機器活用と熟練した入力者、手話通訳者、一定のルールがあいまって、情報の送受に障害がある者の、障害の種別を越えた情報の共有がなされているのである。

もちろん、研究会と大学の講義では、その規模といい、情報の量といい、異なるものであって同じように論じることはできないが、情報保障の基本的なサポートの方法や課題は凝縮されていると言って良い。つまり、情報機器（ソフトウェアも含む）の利用、それを使う技術の熟練者、情報交換のルール、それに忘れてはいけない技術熟練者の確保の問題である。これらのことは、障害学研究会でも開催準備において話題になる事柄である。

この研究会の方法は、まだ完成されたものではないが、一つの「情報のユニバーサルアクセス」のモデルと言え、大学の教育-研究の場においても示唆的なシステムである。

では実際に長野大学における情報保障の実態と課題について次に見ることにする。

### 3. 長野大学の情報保障

本学には、現在、14名の障害をもった学生が在籍している。<sup>\*2</sup>内訳は、表1の通りである。

表1に示す通り、聴覚に障害を持つ学生がもっとも多く在籍し、視覚に障害を持つ学生、肢体に障害を持つ学生という構成になっている。

この学生への情報保障をはじめとするサポート制度は、次のように行われている。まず、学内の総合的な支援調整組織として教職員で構成する「障害学生支援委員会」が設けられ、障害学生のニーズの把握、設備整備の検討、制度運営上の問

題のチェック、予算案の検討などを行っている。障害学生支援委員会は、直接的な支援対応は行わず、設備整備と制度運営を司る委員会とすることができる。また、年2回、前学期と後学期に障害学生と教職員との懇談会と、ノートテイクを行うノートテイクと利用学生との懇談会を毎月開催し、学生の声を聞くことも重要な仕事である。

表1 長野大学の障害学生

	聴覚障害	視覚障害	肢体不自由	
1年	4人	2人*1	1人	7人
2年	1人			1人
3年		2人*2	1人	3人
4年	1人		2人	3人
計	6人	4人	4人	14人

(学生課資料)

表注 \*1 二人のうち一人は全盲であり、一人は弱視であるが、弱視の学生は入学直前に障害が重くなり、点字及びパソコンを学習中である。

\*2 二人とも弱視である。

実際の窓口対応については、カリキュラムや講義、試験に関することは、教務課窓口が、学生生

活とサポート制度利用申請及びノートテイク支援者登録については学生課窓口が対応している。また、手話・要約筆記（ノートテイク）については、コーディネート作業が必要であるため、NPO法人長野大学ボランティアセンターが、支援要望学生への支援者派遣業務（連絡・調整・時間管理）を行っている。

現在、行われている授業上のサポートをメニューとして示せば表2になる。

ノートテイクとは、講義・ゼミなどの場において、要約筆記の技術を用い、ノートテイクが聴覚に障害がある人の耳のかわりになって教員等が発する音声情報をノート・用紙（もしくはノートパソコンに入力）に書いて目に見える形として通訳する方法である。紙と鉛筆があればできる方法だが、やはり要約という知的技術を必要とし、講義内容を理解できる力と専門用語の知識がなければならず、通訳の効率性からはノートパソコンの使用が望ましく、一定の技術的熟練が必要である。

ループアンテナとは、補聴器利用者に使われる機器であり、マイクから音声信号を直接補聴器に伝える仕組みの一つである。補聴器の技術的難点は、話者の声と同時に周辺のノイズも増幅してしまうことであるが、なるべく話者の声だけを増幅する工夫をしなければならぬ。ループアンテナはこの工夫の一つである。原理を簡単に言えば、

表2 授業上のサポート制度

サポート制度	備 考
ノートテイクと手話通訳	1人の学生につき週5コマ程度を標準とし学生及び地域のボランティアにより実施している。
ループアンテナ（移動式）	教室固定ではなく、可搬できるように簡便型を筆者が自作し、使用されている。
点字資料の配付	パソコン点訳ソフトと点字プリンタを導入し、授業で使う資料、試験問題、連絡事項等を点訳している。
「授業上の配慮」の通知徹底	非常勤講師を含め全教員に対し、障害に対応した授業上の配慮事項を伝えている。

(障害学生支援委員会資料)

スピーカーに内蔵されているコイル（ボイスコイル）の部分を大きく外に拡大したものであり、そのループ状のラインに低周波の音声信号を流すとループ内の空間に音声信号によって変化する磁界が発生する。その磁界の変化を補聴器が拾い、利用者に伝えるシステムである。同様なシステムに「FM 補聴器」があるが、FM 補聴器は FM 電波を使い、送信機と受信機が必要となり高価になるが、ループアンテナは、基本的には低周波アンプ（ステレオアンプでよい）とループ状のラインがあれば良いので比較的簡便な方法であり、少しの弱電（電子回路）の知識があれば自作も可能である。ただし、伝えられる音域は、FM 補聴器と比べ狭くなる。

パソコン点訳ソフトとは、墨字のテキストデータを点字データに翻訳し、画面表示もしくは点字プリンターに出力するソフトウェアである。点字の知識がない者であっても点訳が可能とされるソフトである。現在、2つのソフトウェアを導入しており、二つのソフトの「翻訳エンジン」部分は同一と思われるが、全体としてかなり使い勝手が異なったものとなっている。この点訳ソフトについては後述する。

「授業上の配慮」は、口話が理解できるような配慮、板書における配慮、資料作成配布上の配慮、ビデオ教材を使う配慮等を、障害学生が履修する前提で行うように具体的方法を全教員に伝えている。ただし、教員によっては理解不足が見られたり、一般的マスとしての対応ではなく個別の対応が必要な場合がある。実際に「語学」では、講義時間以外に個別指導が行われることがある。

以上の授業上のサポート以外に、試験上の配慮がある。列記すれば、試験時間延長（センター試験準拠）、別室での受験（聴覚障害学生には適応しない）、点字受験、拡大読書機の使用許可という対応を行っている。また、学内連絡のサポートでは、障害学生個人用連絡ボックスの設置、私物ボックスの設置（教務課、学生課）があり、休講掲示も事務局の窓口で口頭で確認が可能である。

それから授業上のサポートにおいて忘れてはいけない取り組みがもう1つある。本学学生の下宿先の組合、「上田下宿組合」の組合員による下宿

先でのサポート活動も重要なものとしてあげておかなければならない。雨の日の送り迎え、アパート利用学生によるサポートチームの結成促進、行政との連絡等、大学がカバーしきれない様々な生活上のサポートが行われている。

長野大学の講義における情報保障は、今記述したようなサポート制度において行われている。もちろん、充分ではない。傾斜地に立地している本学は、階段、坂が多く、バリアフリーの面では特に問題点が指摘されている。充分ではないが、重要で大事なことは、本学は障害学生はもちろん、一般学生も含めて、学生とともに改善していく努力と柔軟性を持っているという点である。

#### 4. 障害学生のニーズとサポートの現状

先にも触れたように本学には、現在14名の障害がある学生が在籍している。現在のサポート制度の中で、優先順位が高いニーズは、聴覚に障害がある学生、視覚に障害がある学生の情報保障である。本学は傾斜地に立地し、30数年前の建物もあり、急な階段が多く、廊下も暗く狭い。エレベーター設備も限られるこの現状では、「学内移動」も大きなニーズではあるのであるが、現在、在籍している肢体不自由の障害学生4名とも、手すりの設置などによって学内移動上に極めて困難な状況は見られない（この点は他稿に譲る）。

それに比し、聴覚に障害がある学生、視覚に障害がある学生の講義における情報保障は、教育の仕組みそのものの根本にかかわり、情報保障の不在は教育の不在を意味することになりかねない。量と質がサポートに同時に求められる重要な課題であるといえる。そこで次にサポート状況を聴覚に障害がある学生の場合、視覚に障害がある学生の場合についてそれぞれ分けて詳述することにする。

##### ① 聴覚に障害がある学生のサポート状況

表3に2001年度における月別のノートテイク・手話通訳実施状況を示す。ノートテイク・手話通訳者は、本学学生課に登録して行うものであり、時間毎に低額ながら金銭が支払われる「有償ボランティア」制である。表3にある学外者とは、長野大学周辺地域に在住する市民によるボラ

表3 ノートテイク・手話通訳実施状況 (2001年度)

	実施時間	利用学生	ノートテイカー 手話通訳者数	PCノート テイク時間	負担率	PCノート テイク割合
4月	30.5時間	2名	12名(学外者5名)	4時間	2.54	13.11%
5月	100時間	5名	22名(学外者1名)	10.5時間	4.54	10.5%
6月	98.5時間	5名	20名(学外者なし)	7.5時間	4.92	7.61%
7月	74.5時間	5名	19名(学外者なし)	7.5時間	3.92	10.06%
9月	29.5時間	4名	12名(学外者3名)	3時間	2.45	10.16%
10月	153.5時間	4名	29名(学外者12名)	19.5時間	5.29	12.7%
11月	76.5時間	4名	21名(学外者12名)	3時間	3.64	3.92%
12月	86時間	4名	23名(学外者10名)	8.5時間	3.73	9.88%
1月	97.5時間	4名	25名(学外者11名)	10.5時間	3.9	10.76%

(資料出典：学生課資料)

ンティアの人達の数である。本学学生ばかりではなく、地域の市民によっても支えられていることがわかる。

簡単に表3の表頭を説明する。まずPCノートテイク時間とは、ノートパソコンを使用したノートテイクがどれくらい行われたかその時間を示している。負担率としたのは、サポートを行った人数で単純に実施時間を割ったものであり、支援者1人あたりのサポート時間を指標として示している。これらのことから聴覚に障害がある学生の全員が利用しているわけではないこと、月によって変化はあるが実施時間は決して短くはないことが読みとれる。

むしろ、この数字だけでニーズと支援の状況の全てが判るわけではない。利用学生の一人一人の実施講義数にはバラツキがあり(2科目から11科目)、個々のニーズを精査する必要があるが、4月と9月を除き、一定の実施時間があり、支援者も平均して20名を越えている。そして、すべての授業時間ではないが、ノートテイカー(支援者)は一人で行うことが多いという実態がある。この単独支援は、腕のしびれ、肩の痛みなどの「けいわん」症を招く危険性が高く避けねばならないのだが\*3、現在の登録者数では、要望講義数に対応できず、このような「単独支援」になっている。つまり、支援者は圧倒的に不足しているのである。

さらにまた要約筆記には有効なノートパソコンによるノートテイクが全時間の1割程度にとどまっていることにも注意しなければならない。こ

れはノートパソコンによるノートテイクを行える支援者が限られていることによる。この支援者も不足している実態があるわけである。

本学ではノートパソコンなどの機材を用意し、また、社会福祉学科の開講科目として、要約筆記技術を教える「情報保障技術論B(要約筆記・ノートテイク)」を設定し、環境整備と人材養成も行ったが、初年度であるためか、十分な人材確保までつながらず、さらにパソコンノートテイクについては「タッチタイピング」技術が求められるため、活用される段階にはいたらなかった。

この現状を利用学生とノートテイクを行っている学生は、どのように受け止めているのであろうか。ほぼ毎月開催されている「ノートテイクに関する懇談会」(障害学生支援委員会・学生課主催)の参加学生の声(学生課作成記録)をいくつか拾ってみよう。

- 利用学生 「全ての授業にノートテイクを付けて欲しい」  
 「ノートテイカーを増やして欲しい」  
 「あまり重要でないこととテイカーが勝手に判断されてしまうとノートに書いてくれないので不安になる」  
 「障害者サポートセンターをつかって、話し合いができる場がほしい」

支援学生 「ノートテイクを行う人を増やして欲しい」  
 「先生もノートテイクのことを理解して欲しい」  
 「ノートテイクでも人によって得意な科目、苦手な科目というものがある。」  
 「講義が終わったときに、一言でも良いので、今日のテイクは判りやすい、判りにくい、という感想がもらえれば、次の準備になる。」  
 「ノートテイクと利用者とのおしゃべりの時間が必要だと思う。」

これらの声はほんの一部である。もちろん、利用学生からは、「講義内容はほぼ把握できます」、「授業の内容はだいたい理解できます」という肯定的評価もある。しかしながらノートテイクの支援者を増員し、全ての授業に情報保障という声が利用学生の共通した要望である。またそれを補う方法として、教員の理解や工夫、サポート専任スタッフと専任部署の設置は看過できないニーズである。

一方、支援学生からも支援者の増員と教員の理解を求める声があるのである。教員の理解が不足しているということは、聴覚障害の学生が聴講していることに気づかず、早口で話す、板書しながら話す、聴覚教材を使う、そして時には、ノートテイクを行っている学生を受講している学生と思ひこみあてる、という笑い話にもなるようなことである。

このように聴覚に障害がある学生のサポート状況は、利用する側、支援する側双方から多くの課題の存在が指摘されている。現在のサポートはいわばようやく「かたち」ができつつある段階と言って良いであろう。今以上の支援者の確保が緊急かつ最大の課題である。

最後にループアンテナであるが、現在は、1名の学生が使用しているだけである。利用している学生によれば「よく聞こえる」と回答してくれているが、情報保障の点で確認する必要があるように思われる。

## ② 視覚に障害がある学生のサポート状況

表1に示したように、現在4名の視覚障害のある学生が在籍している。この4名のうち、1名はほぼ全盲であり、3名が弱視という障害である。現在、サポートの点から課題となっている学生は1年生2名（ほぼ全盲と弱視）であって、3年生2名（弱視）は、試験を除きほぼ通常授業の体制で受講が可能となっている。そこでここでは、1年生2名に対するサポート状況について述べる。

まず、弱視の障害をもつ1年生は、中途障害であり、現在、点字の学習とパソコン利活用法の学習を行っている。点字の学習は、講義科目としても「情報保障技術論A（点字・録音図書等）」が設定されており、履修単位にカウントすることができる。パソコン利活用法は、「情報リテラシー」というパソコン操作の基礎を学ぶ授業の中で学んでいる。ただし、視覚障害者用のソフトウェアでの練習があるため個別の授業対応である。

全盲に近い学生への情報保障は、点字教材の作成が中心となっている。このため、本学は点字プリンター「ET」（両面同時打ち）、「BMP-320C」（点字・墨字同時対応）、日本語・英語自動点訳支援ソフト「EXTRA」及び「ハートコミュニケーション2001」、スキャン型音声拡大読書機「ヨメールEZ」、点字読み取り・読み上げソフト「ドット・リーダー」を導入した。これらの機器とソフトウェアによって墨字から点字へ、点字から墨字へという変換を行い、学生の情報保障を行う用意をしたのである。

しかし、機器によっては導入時期が4月に間に合わなかったこともあり、支援体制ができるまで時間を要してしまい、学生が満足いくレベルまでには未だになっていない。当該学生が履修している科目は18科目あるが、この内、点字資料が配付されるのは3教科にとどまっており、点訳された教科書がないという状況が彼の最大の問題であり訴えでもある。

もちろん、本学にとって全盲に近い学生を受け入れるのは初めての経験であって、いわばゼロからの出発であった。その本学が、点字資料を作成し、点字による定期試験を実施し、点字によるレポート提出を認めたことは、大きな一歩であり画期的なことというべきであろう。これは大学及び

教職員の努力や上田点字図書館や地域に在住する関係者の協力によるものであるが、同時に先に示した情報機器、ソフトウェアの導入がなければこのように急速には実現しなかったことでもある。IT 技術がもたらした情報保障の成果ともいえるものなのである。

ただ、忘れてならないことは、繰り返すが、ほぼ1年を経過した現在であっても、点訳教材は圧倒的に少ない。点字プリンターのそばにある「点字プリンター使用記録簿」を見ても同じ教職員名が繰り返し書かれているだけで、新しい使用者は増えていない。2回ほど点字プリンターの講習会を開き、また簡単な使用説明書を作成し配布するなど試みたが、この傾向は変わらなかった。自動点訳ソフトウェアの使い勝手の問題、点訳精度の問題、プリンターが置かれている場所の問題などが理由としてあげられるが、おそらく基本的には、「点訳にさく時間がとれない」ことによるものと思われる。この学生が進級すればするほど、点訳教科書と点訳教材の要望はますます高まるはずであり、早急な改善が求められる。と同時に、視覚障害をもつ学生にも情報機器の利用と活用を促す必要がある。教育の機会を設定しなければならないであろうし、録音図書の世界規格 DAISY 準拠\*4の CD 録音読書機「プレクストーク」はより使われて良い。

## 5. 障害学生支援から障害者支援へ

本学は、平成13年度から障害学生の受け入れを積極的にすすめる体制をとった。現在も試行錯誤をくりかえしながらも体制作り努力をしている。その中で述べてきたように当然ながら講義などにおける情報保障には多くの課題がある。先に示した「障害学研究会モデル」の達成のためには、現在の試みを評価しつつ、何を行えば良いのか、特に情報機器の活用における課題の整理が必要である。小論の最後にこれまでの記述を踏まえ課題の整理を試み締めくくりとしたい。

長野大学における情報保障をよりすすめていくには、4つのポイントをクリアしなければならないと思われる。第1のポイントは、「人」の問題である。具体的には、専任スタッフの確保及び技術をもった支援者の養成である。利用学生からの声

にもあるように、視覚障害学生、聴覚障害学生問わず、サポートを行う専任スタッフの確保は特に優先順位の高い課題である。利用学生からノートテイクのニーズを聞き、支援学生の適正を考え、時間割表をみながら誰を誰にノートテイク者として付けるか決めるのはコーディネイターという人間である。また、点訳の場合においても、自動点訳が可能であっても原文との校正は必要であって、点字の知識と必要な情報を正しく伝えられる人材の確保が不可欠である。プライバシーにかかわる指示や連絡が大学から視覚障害学生にあった場合、守秘義務を持つ専任スタッフの対応が最も望ましいはずである。

情報システムを活用し情報保障を行うのはむしろ重要であるが、そのシステムは結局のところ「人」によって動くものである。けして全自動ロボットのような機械任せシステムではない。特に要約筆記の入力には熟練が求められる。「人」が情報保障の重要な役割を担っていることは明らかで、情報化社会を担う「人」の問題がここでも提起されている。

第2のポイントは、地域との連携である。ノートテイク・手話通訳の実施で明らかのように上小地域の手話サークルをはじめ、市民の協力が大きな支えとなっている。これは点訳・音訳の場合にもあてはまる。上田には「上田点字図書館」があり、点字図書資料や録音図書はもちろん、点訳・音訳に関する人材とノウハウが集約されている。また、録音図書 DAISY に準拠した CD 録音読書機「プレクストーク」を日本で唯一製作し販売している企業「シナノケンシ」は地域の企業であることも本学にとってとても意義深い。現場の開発技術者が、今年度の「情報保障技術論A」の講義に特別講師として登壇し、技術者という観点から情報保障の大切さと課題を学生に語っていただいた。これは新しい福祉援助に結びつくものである。問題はこの連携をどう発展させ強固なものにしていくにある。

その一つが、地域＝支援者→大学＝受け手という現在の一方的な関係を変えることではないだろうか。やや具体的に述べれば、大学における教育研究で蓄積された知識と技術を用いて地域社会に貢献することは大学の重要な役割であるが、障害

学生支援においても同様である。既に今年度より開講科目「情報保障技術論B」の単位取得者は、同時に上田市の要約筆記奉仕員派遣事業に基づく「登録要約筆記奉仕員」として登録されることになっている。この登録証は上田市地域限定であるが、「要約筆記奉仕員養成カリキュラム」(厚生省通知：平成11年4月1日障企第29号)の課程を修得した証明となり、これによって上田市において要約筆記活動が行えるのである。

さらに、現在、丸子町バリアフリーネットワークを活用し、丸子町に在住する障害者の在宅就労と社会参加の方法を探る「共同作業所」の設置が丸子町との間で検討されている。これも連携の一つであると考え。共同作業所を情報発信の拠点、情報のバリアフリーの拠点として位置づけ、町と市民が一体となった新たな障害者支援のモデルとすることが模索され、具体的には、IT技術を活用した障害者就労が検討されている。これは長野大学が学内で実現しようという情報保障、情報バリアフリーの地域版であるといえる。本学が蓄積しつつある様々な技術が役立つはずである。このように「障害をもった人への支援」というテーマで大学と地域が連携していくことは、まちづくりにつながるはずである。

第3のポイントはデジタル・デバイドに配慮した情報機器の活用である。情報機器システムは、障害をカバーし、コミュニケーション上の障壁も軽減し、社会参加支援に貢献している反面、使いづらさ、新たな壁も作り得る。本学においても情報機器の導入と活用によって情報保障が進んだことは既に述べた通りであるが、未だ活用されていない機器もある。有効性は十分に理解されているのであるが、情報機器を使い実際の支援に結びつけるには、一定のスキルと設計的配慮がやはり問われる。本学において情報保障が進まない一因はここにある。情報機器の活用とは、この使いやすさとスキルを含めて検討する必要があるだろう。使い安い情報機器の情報収集とともに、その活用のノウハウの情報交換は必須であると言って良い。この意味で総務省が設置した研究会、『「情報バリアフリー」環境の整備の在り方に関する研究会』が1999年5月31日にまとめた報告書は示唆的である。情報バリアフリー環境を整備する上での課題

の一つに「開発された技術とその技術を必要とする人との結び付きの弱さ」があることを指摘し、「支援技術を必要とする人々が容易に利用できるデータベースがなく、技術を選択し、紹介する専門家も十分育っていない等、技術と利用者(供給者側と需要者側)間の情報流通・情報交換が円滑に行われる環境が整備されていないことに原因があると考えられる」としている。<sup>\*5</sup>総務省及び厚生労働省の取り組み、インターネットの普及によって改善されつつあるが、このような状況の中で、地域連携とも関連し、本学はむしろ障害学生支援情報の発信拠点をめざすべきであろう。

第4のポイントは、障害学生の主体性の育成と尊重である。70年代の障害者の当事者運動は、それまでの援助一被援助関係の見直しを提起し、「障害者の自己決定」の意義を主張したのであった。ノーマライゼーションや障害者の社会参加が進んできた背景には、この当事者の意志と意欲があったわけである。本学の情報保障とバリアフリー化も同様である。大学が行うべきこと、教職員が行うべきことは確かにあるが、そのモデルの模索は学生当事者が行うべきであって、「学ぶ意欲のある学生」をやはり支援したい。社会的自立を模索し、葛藤している障害学生の主体性こそ制度確立の「エンジン」なのである。視覚障害学生の仲間が同じ教室にいることを忘れ、私語を続ける健常学生は社会福祉を学ぶ資格などなく、むしろバリアである。

最後に付記する。先にも触れたが、聴覚障害学生の中には、ノートテイク利用において差が見られる。全ての講義に情報保障は必要であることは確認するまでもないが、ノートテイク制度を頼まず、積極的に友人達を組織し、私的な支援ネットワークを作れる学生もいれば、可能な限りノートテイク制度を利用する学生もいる。また、ノートテイク制度の存在を知っているにもかかわらず、利用登録をせず授業にも出てこない学生もいる。この差は何から形成されるのであろうか。情報保障制度を作る上で何を配慮しなければならないのであろうか。一般学生の「サボり」と同様に対処して良いのであろうか。大学教育における障害学生支援の重要な課題である。しかしながらこの課題は、本論のテーマを越えている。ここでは、課

題の存在を指摘するに留め稿を改めたい。

### 注釈

- \*1 障害学 (Disability Studies) : 「障害」を医療、教育や社会福祉の対象とし問題視するのではなく、人間とその文化を捉えなおす「視点・視座」として考える研究的試み。90年代初頭欧米で生まれ、90年代後半より我が国のいくつかの大学でも開講されるようになった。
- \*2 この数は学生課が把握している人数である。入学試験時の配慮、授業上の配慮など必要がない場合は、学生から申し出る必要がないので、障害者手帳所持者でも学生課には把握できない。
- \*3 吉川あゆみ、太田晴康他著「大学ノートテイク入門」人間社 2001年 pp.125-126
- \*4 DAISY (Digital Audio-based Information System) : 日本では「デジタル音声情報システム」と訳される。デジタル録音図書の国際標準規格

として、12カ国で構成するデージーコンソーシアムにより開発と維持が行なわれている情報システムである。カセット等のアナログベースと違い、DAISY 録音図書は読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができ一枚のCDに50時間以上も収録ができる。オーディオCDと互換性はない。

- \*5 「情報バリアフリー」環境の整備の在り方に関する研究会報告書 (総務省郵政事業庁) <http://www.yusei.go.jp/policyreports/japanese/group/tsusin/90531x51.html>

### 参考文献

- 石川准、長瀬修編著「障害学への招待」明石書店 1997年  
「季刊福祉労働92 特集情報バリアフリー」現代書館 2001年  
※この小論の作成にあたり本学学生課の協力をいただいた。記して感謝したい。